

(プレスリリース)

2020年4月17日  
沖縄電力株式会社

### 電気事業法に基づく経済産業大臣への報告について

当社は、電気事業法第106条第3項の規定に基づく経済産業大臣からの報告徴収に対し、本日、添付のとおり報告しましたので、お知らせいたします。

添付資料：電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について（報告）

参考：電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について（経済産業省HP）

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200407005/20200407005.html>

以 上

沖電総法発第 3 号  
2020 年 4 月 17 日

経済産業大臣  
梶山 弘志 殿

沖縄電力株式会社  
代表取締役社長 本永 浩之

電気事業法第 106 条第 3 項の規定に基づく報告徴収について（報告）

標記について、貴省より収受いたしました「電気事業法第 106 条第 3 項の規定に基づく報告徴収について」（令和 2 年 4 月 6 日付）につきまして、下記の通りご報告いたします。

記

1. 回答における内容（役職員による金品受領、不適切な工事発注・契約、電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填等）に類似する事案の有無
  - (1) 役職員による金品受領の有無について
    - ・ 役員（常勤の取締役・監査役、計 12 名）及び社員（管理職以上）を対象に調査を行った結果、本件事案と類似する金品等の受領がなかったことを確認しました。
  - (2) 不適切な工事発注・契約の有無について
    - ・ 工事発注・契約に関係する部門の社員を対象に調査を行った結果、過去 5 年間に於いて、本件事案と類似する不適切な工事発注・契約がなかったことを確認しました。
  - (3) 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填について
    - ・ 当社は、電気料金の値上げをしておりません。
2. 本件事案が発覚した後、コンプライアンスの遵守等を徹底するために取り組んできた内容及びコンプライアンスの遵守等に係る今後の計画
  - (1) 取り組んできた主な内容について
    - ・ 社長を委員長とする企業倫理委員会を 2 回開催し、本件事案を踏まえた取り組みを検討しました。
    - ・ 全役職員に対してコンプライアンスの徹底を要請しました。

- ・ 本件事案の調査結果及び業務改善命令の内容等について役員で共有し、意見交換を実施しました。
- ・ 他業界の事例等を踏まえ、更なるコンプライアンス強化に向けた施策の一部を実施しました。

(2) 今後の計画について

- ・ 更なるコンプライアンス強化に向けて、規程類の見直し等を行います。
- ・ コンプライアンス意識の醸成・徹底に向けた取り組みを推進するとともに、引き続き、内部通報制度の適切な運営に努めます。
- ・ コンプライアンス上の重大な問題が発生した場合は、社内規程等に基づき、対外的な公表や関係機関への報告を行うこととなっています。

以上